

件名：仙台中野雨水ポンプ場電力需給

整理番号 1 に対する回答の修正

【質問】

入札額を算定する際に、基本料金単価・電力量料金単価の他に、各種割引単価を設けることは可能でしょうか。可能な場合、「入札金額積算内訳書」の様式内容を変更して使用することによってよろしいでしょうか。

【前回回答】

「入札金額積算内訳書」の様式を変更することはできません。積算にあたり各種割引を行うことは差し支えありませんが、入札金額積算内訳書には、基本料金単価・電力量料金単価ともに割引後の金額を記載してください。

【回答修正】

割引料金の設定方法によっては、入札金額積算内訳書を変更しなければ、積算することが困難な場合があることが判明しました。よって、入札金額積算内訳書の様式の内容を変更して各種割引単価等を設けて使用することを認めます。様式を変更する場合は、割引後の基本料金・電力量料金等がわかるように記載し、入札参加者の責任で積算・確認を行ったうえで提出してください。金額や計算に誤りがあった場合は、無効とします。

なお、割引料金等の契約書への反映については、落札候補者からの申し出により協議に応じることとします。